

# 労働・助成金情報 特急便

第 16 号 (2012 年 7 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

前回に引き続き雇用保険の各給付を紹介します。今号では「就職促進給付」と「雇用継続給付」について触れていきたいと思ひます。

## ✚ 就職促進給付

雇用保険の失業等給付の就職促進給付のうち「就業促進手当」として、「再就職手当」、「就業手当」などがあります。

### ▶ 再就職手当について

再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上あり、一定の要件に該当する場合に支給されます。

#### 【給付率】

基本手当の支給残日数が所定給付日数の

|             |  |
|-------------|--|
| 3 分の 2 以上の方 | 所定給付日数の支給残日数 × <b>60%</b> × 基本手当日額 (一定の上限あり) |
| 3 分の 1 以上の方 | 所定給付日数の支給残日数 × <b>50%</b> × 基本手当日額 (一定の上限あり) |

※ 安定した職業についた日が平成 23 年 7 月 31 日までの方は、改正前の制度が適用され、給付率が異なります。

### ▶ 就業手当について

就業手当は、基本手当の受給資格がある方が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に、基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり一定の要件に該当する場合に支給されます。支給額は、就業した日数 × 30% × 基本手当日額 (一定の上限あり) となります。

## ✚ 雇用継続給付

雇用継続給付には、以前取り上げた「育児休業給付」のほかに「高年齢雇用継続給付」、「介護休業給付」があります。

### ▶ 高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付は、「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」(基本手当を受給し、60 歳以後再就職した場合に支払われる) とに分かれ、被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者が、原則として 60 歳以降の賃金が 60 歳時点に比べて、75% 未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。

#### 【支給額】

60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の

|                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 61% 以下に低下       | 各月の賃金の 15% 相当額             |
| 61% 超 75% 未満に低下 | 低下率に応じて、各月の賃金の 15% 相当額未満の額 |

※ 各月の賃金が 344,209 円を超える場合は支給されません。この額は毎年変更されます。

## 例えば…

高年齢雇用継続基本給付金について、60歳時点の賃金が月額30万円であった場合、60歳以後の各月の賃金が18万円に低下したときには、60%に低下したことになりますので、1か月当たりの賃金18万円の15%に相当する額の2万7千円が支給されます。

### 【支給期間】

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間

被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月まで。

高年齢再就職給付金の支給対象期間

60歳以後の就職した日の属する月から、1年又は2年を経過する日の属する月までです。(65歳に達する月が限度)

### ▶ 介護休業給付について

介護休業給付とは、家族を介護するための休業をした場合に支払われるものです。

介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある方が支給の対象となっています。(但し、過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、基本手当の受給資格決定を受けた後の月について数えます。)

そして、

1. 介護休業期間中の各1ヶ月毎に休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと
2. 休業している日数が各期間ごとに20日以上あること

これらの要件を満たす場合に最大3ヶ月間支給されます。

### 【支給額】

介護休業給付の各支給対象期間(1ヶ月)毎の支給額は、原則として休業開始時点の賃金月額額の40%です。

### 【支給対象となる介護休業】

介護休業給付金は、以下の(1)及び(2)を満たす介護休業について支給対象となる1人の家族につき1回の介護休業期間(ただし、介護休業開始日から最長3ヶ月間)に限り支給されます。

- (1) 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護(歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること)を必要とする状態にある家族(次のいずれかに限る)を、介護するための休業であること。

- ・ 一般被保険者の「配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む)」、「父母(養父母を含む)」、「子(養子を含む)」、「配偶者の父母(養父母を含む)」
- ・ 一般被保険者が同居しかつ扶養している、一般被保険者の「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」

- (2) 被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

詳しい内容につきましては、ご相談ください。